

土地改良施設維持管理適正化事業実施要領

昭和52年4月20日付52構改B第601号
最終改正 令和7年4月1日付け6農振第2956号

各 地 方 農 政 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
各 都 道 府 県 知 事
株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 理 事 長
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長

殿

農 林 省 構 造 改 善 局 長

1 土地改良区機能強化支援事業を実施していない地方連合会等の特例

- (1) 土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知）第5の1の（2）のイの土地改良施設の診断・管理指導（以下「管理指導事業」という。）を実施していない都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）が、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）に基づき、整備補修事業及び防災減災等機能強化事業について、適正化資金の拠出、交付金の交付等を行う場合には、あらかじめ地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下単に「農村振興局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該地方連合会の所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の認定を受けなければならない。
- (2) 地方連合会が（1）の認定を受けようとする場合には、次の事項を記載した認定申請書（別紙様式第1）を関係都道府県を経由して提出しなければならない。
 - ア 管理指導事業に準じた診断・管理指導の実施に関する事項
 - イ 本事業の事務処理体制に関する事項
- (3) 地方農政局長等は、（2）の申請を審査した結果、当該申請に係る地方連合会が、関係都道府県又は他の地方連合会の応援等により、管理指導事業と同程度の土地改良施設の診断・管理指導及び本事業の事務遂行が可能であると認めた場合には、（1）の認定を行うものとする。
- (4) 地方農政局長等は、（3）により認定を行った場合には、関係都道府県を経由して当該申請に係る地方連合会に通知するほか、全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）及び農村振興局長に通知するものとする。

2 認定に係る地方連合会の土地改良施設の診断・管理指導

認定に係る地方連合会の土地改良施設の診断・管理指導により、地方農政局長の認定を受けた地方連合会が1の（2）の申請書に記載された方法に従って行う土地改良施設の診断・管理指導は、適正化事業実施要綱第2の7に規定する管理指導事業とみなす。

3 事業内容の基準等

a 整備補修事業（一般型）

- (1) 適正化事業実施要綱第2の1の(1)の整備補修事業（一般型）について、適正化事業実施要綱第2の7に規定する事業内容の基準は、次の全てを満たすものとする。

ア 管理指導事業の結果又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）等に従って策定する施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。以下「機能保全計画」という。）において必要と認められた整備補修であって、適正化事業実施要綱第4の2の規定に基づく改良区等拠出金の対象となっているものであること。

イ 整備補修の対象施設が団体営規模以上の事業により造成された施設であること。

ウ 1地区当たりの事業費が200万円以上のものであること。

- (2) 整備補修事業（一般型）として行う土地改良施設の整備補修工事とは、おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものを除くものとする。

なお、土地改良施設の一部更新を実施する場合は、当該一部更新を実施することにより、当分の間、当該施設を全面的に改修しなくとも施設機能を保持できることが確実であると見込まれる場合に限る。

これらの内容を例示すれば、別紙1-1のとおりである。

- (3) 適正化事業実施要綱第4の1に規定する緊急整備補修(以下単に「緊急整備補修」という。)の基準は、次に掲げるいずれかの事由が生じていることとする。

ア 予測し得ない事故等の発生

イ 施設管理体制の著しい低下

b 整備補修事業（連携管理保全型）

- (1) 適正化事業実施要綱第2の1の(2)の整備補修事業（連携管理保全型）について、適正化事業実施要綱第2の7に規定する事業内容の基準は、次の全てを満たすものとする。

ア 管理指導事業の結果又は機能保全計画において必要と認められた整備補修であって、適正化事業実施要綱第4の2の規定に基づく改良区等拠出金の対象となっているものであること。

イ 整備補修の対象施設について、土地改良区又は土地改良連合が地域の関係者との協議により策定する水土里ビジョンにおいて、地域農業の持続性の維持に向けて、関係者の役割分担の下、適正かつ円滑に保全すべき施設として位置付けられていること。

ウ 1地区当たりの事業費が100万円以上のものであること。

- (2) 整備補修事業（連携管理保全型）として行う土地改良施設の整備補修工事とは、おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものを除くものとする。

なお、土地改良施設の一部更新を実施する場合は、当該一部更新を実施することにより、当分の間、当該施設を全面的に改修しなくとも施設機能を保持できることが確実であると見込まれる場合に限る。

これらの内容を例示すれば、別紙1-1のとおりである。

c 防災減災機能等強化事業

適正化事業実施要綱第2の2の防災減災機能等強化事業について、適正化事業実施要綱第2の7に規定する事業内容の基準は、次の全てを満たすものとする。

ア 管理指導事業の結果又は機能保全計画において必要と認められた施設整備であって、適正化事業実施要綱第4の2の規定に基づく改良区等拠出金の対象となっているものであること。

イ 農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化・再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備であって、次のいずれかに該当すること。

- ① 防災重点農業用ため池、用排水施設等の機能の保持又は向上を図ることで、豪雨や地震による農地・農業水利施設や集落、市街地等の被害の防止・軽減に資するもの。
- ② 用排水機場における省エネルギー技術の導入や部品・機器の交換又は更新、再生可能エネルギー発電施設の整備により、施設管理に係る電力又は燃料の使用抑制に資するもの。
- ③ 用排水機場、水門等の管理にICTを導入すること等により、施設管理に係る労力の節減に資するもの。

なお、これらの内容を例示すれば、別紙1－2のとおりである。

ウ 1地区当たりの事業費が100万円以上のものであること。

4 土地改良区等の拠出金

a 整備補修事業（一般型）

- (1) 整備補修事業（一般型）における適正化事業実施要綱第4の2の土地改良区等ごとの各年度の拠出金の算定は、次式により行うことを原則とする。

$$P = \frac{A \times (0.6 - Q)}{n}$$

P＝毎年度の土地改良区等の拠出金

A＝一定期間（n）内における整備補修事業（一般型）の実施に要する経費として見込まれる額

Q＝都道府県の補助率

n＝期間（原則として5年とする。）（単位：年）

- (2) 土地改良区等の拠出金は、原則として、一定期間内においては、同額とするものとする。

- (3) 適正化事業実施要綱第4の2の規定により緊急整備補修を実施する年度に一括して拠出することとされる土地改良区等ごとの拠出金の算定にあつては、(1)にかかわらず次式により行うこととする。

ア 緊急整備補修によりその管理する土地改良施設に係る整備補修事業（一般型）の実施を了する土地改良区等の拠出金

$$R = A \times (0.6 - Q) - S$$

R＝土地改良区等の緊急整備補修の実施に伴い一括して拠出することとされる拠出金

A＝整備補修事業（一般型）の実施に要する経費として見込まれる額

Q＝都道府県の補助率

S＝整備補修事業（一般型）に拠出を開始した年度から緊急整備補修を実施する年度までに拠出した拠出金

イ 緊急整備補修によりその管理する土地改良施設に係る整備補修事業（一般型）の実施を了する土地改良区等に代わって拠出することとなる土地改良区等（以下「新規加入適正化資金拠出者」という。）の拠出金

$$T = A \times (0.6 - Q) - U$$

T = 新規加入適正化資金拠出者が整備補修事業（一般型）への拠出を開始する年度において一括して拠出することとされる拠出金

A = 整備補修事業（一般型）の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 都道府県の補助率

U = 新規加入適正化資金拠出者が整備補修事業（一般型）への拠出を開始する年度の翌年度以降において拠出する予定の拠出金

（４）都道府県の補助金は、整備補修事業（一般型）の実施に要する経費の３割に相当する額を標準とする。

b 整備補修事業（連携管理保全型）

（１）整備補修事業（連携管理保全型）における適正化事業実施要綱第４の２の土地改良区等ごとの各年度の拠出金の算定は、次式により行うことを原則とする。

$$P = (A \times (0.6 - Q) + R) / n$$

P = 毎年度の土地改良区等の拠出金

A = 一定期間（n）内における整備補修事業（連携管理保全型）の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 都道府県の補助率

R = 利息（財政融資資金貸付金利に基づき、全国土地改良事業団体連合会がAに応じて定める額とする。）

n = 期間（５年）

（２）土地改良区等の拠出金は、原則として、一定期間（n）内においては、同額とするものとする。

（３）都道府県の補助金は、整備補修事業（連携管理保全型）の実施に要する経費の３割に相当する額を標準とし、地域の実情に応じて都道府県が定めることとする。

c 防災減災機能等強化事業

（１）防災減災機能等強化事業における適正化事業実施要綱第４の２の土地改良区等ごとの各年度の拠出金の算定は、次式により行うことを原則とする。

$$P = (A \times (0.5 - Q) + R) / n$$

P = 毎年度の土地改良区等の拠出金

A = 一定期間（n）内における防災減災機能等強化事業の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 都道府県の補助率

R = 利息（財政融資資金貸付金利に基づき、全国土地改良事業団体連合会がAに応じて定める額とする。）

n = 期間（５年）

（２）土地改良区等の拠出金は、原則として、一定期間（n）内においては、同額とするものとする。

（３）都道府県の補助金は、防災減災機能等強化事業の実施に要する経費の２割に相当する額を標準とし、地域の実情に応じて都道府県が定めることとする。

5 適正化資金拠出者の取扱い

適正化事業実施要綱第4の1に規定する適正化資金拠出者は、整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業を区分して、拠出金申込年次別に取り扱うものとする。ただし、新規加入適正化資金拠出者の申込年次は、緊急整備補修を実施する土地改良区等の申込年次と同一の年次として取り扱うものとする。

6 交付金の交付

- (1) 適正化事業実施要綱第5の3の(2)に規定する一定期間は、4のaの(1)、4のbの(1)又は4のcの(1)に規定する一定期間と同期間とする。ただし、緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に適正化資金を拠出する期間とする。
- (2) 適正化事業実施要綱第5の3の(2)に規定する適正化資金拠出者の拠出金に見合う予定交付金額は4のaの(1)及び(3)のAとして算定された額に0.9を乗じて得た額とする。

7 事業実施計画の策定

- (1) 地方連合会は、整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）又は防災減災機能等強化事業への拠出を希望する土地改良区等と調整の上、別紙様式第2、第3及び第4により、翌年度以降における整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業の実施計画（以下「実施計画」という。）を取りまとめ、前年度の2月末日までに地方農政局等及び全国連合会と協議するものとする。

なお、整備補修事業（一般型）及び整備補修事業（連携管理保全型）の実施計画においては、管理指導事業による診断結果又は機能保全計画において必要と認められた整備補修の緊急度の高い順（管理指導事業の結果必要と認められた整備補修の場合は、土地改良区機能強化支援事業実施要領（令和7年4月1日付け6農振第2937号農林水産省農村振興局長通知）第4の1の(2)のオの(ウ)に別添として定める土地改良施設診断の評価基準Ⅰの4に定める緊急度k1、k2、k3の順、機能保全計画において必要と認められた整備補修の場合は、別紙5の基準により定める緊急度k1、k2、k3の順）に位置付けるものとする。

- (2) 整備補修事業（一般型）及び整備補修事業（連携管理保全型）の実施計画に位置付けることができる土地改良区は以下のとおりとする。

ア 整備補修事業（一般型）

地区面積がおおむね300ヘクタール以上、市町村等の行政区分の単位又は職員（当該土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）の規約等により置くこととされている職員に限る。）1名以上の土地改良区（合併等により、これらの要件を満たすことが見込まれる土地改良区を含む。）とする。

イ 整備補修事業（連携管理保全型）

水土里ビジョンについて、都道府県知事の認可を受けた土地改良区又は認可前であつて、関係者（土地改良法第57条の14第1項に規定する協議会が組織されている場合は協議会、協議会が組織されていない場合は、土地改良法第57条の11第4項に規定する関連施設の管理者及び関係市町村長）との協議の上、保全すべき施設を水土里ビジョンに位置付けることが確実と見込まれる土地改良区とする。

- (3) 地方連合会は、(1)の協議をするには、あらかじめ関係都道府県と協議しなければならない。

- (4) 全国連合会は、実施計画を取りまとめ、3月末日までに農村振興局に報告しなければならない。
- (5) 地方連合会は、実施計画について、次に掲げる変更をする必要が生じた場合（緊急整備補修を実施する必要が生じた場合を含む。）及び対象施設を追加する必要が生じた場合（防災減災機能等強化事業に限る。）には、当該変更及び追加について別紙様式第2の2、第3の2及び第4の2により速やかに関係都道府県、地方農政局等及び全国連合会と協議するものとする。
- ア 対象施設の変更
- イ 整備補修又は施設整備内容の重要な変更
- (6) 全国連合会は、(5)の結果を速やかに農村振興局に報告しなければならない。

8 各地方連合会ごとの交付目標額の設定及び通知

全国連合会は、実施計画について、適正化事業実施要綱第9の1の(2)に規定する土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮り、運営委員会からの答申に基づき各地方連合会ごとの整備補修事業（一般型）交付金交付目標額、整備補修事業（連携管理保全型）交付金交付目標額及び防災減災機能等強化事業交付金交付目標額を設定し、4月末日までに（7の(5)の場合にあっては、地方連合会との協議後速やかに）地方連合会に通知するものとする。

9 交付申請手続等

- (1) 適正化事業実施要綱第6の1の規定に基づき事業実施者が提出する交付金交付申請書は、別紙様式第5によるものとする。
- (2) 管理指導事業を実施していない地方連合会による適正化事業実施要綱第6の3の規定による審査は、原則として、1の(2)の申請書において、診断・管理指導予定技術者として記載された者が行うものとする。
- (3) 地方連合会が適正化事業実施要綱第6の6に規定する事業の実施状況の検査を行うにあたっては、あらかじめ事業実施者から工事完了報告書及び交付金請求書を提出させるものとし、当該検査は、管理専門指導員（管理指導事業を実施していない地方連合会にあっては、原則として1の(2)の申請書において、診断・管理指導予定技術者と記載された者。以下この項において同じ。）にこれを行わせるものとし、管理専門指導員がこれを了した場合には、地区ごとに次の事項を記載した竣功検査報告書を地方連合会長に提出するものとする。
- ア 施設名
- イ 工事内容
- ウ 請負者住所氏名
- エ 工事場所
- オ 事業費（請負代金等）
- カ 契約期間
- キ 工事実施期間
- ク 検査年月日
- ケ 検査の結果

10 適正化資金拠出約款の作成

適正化事業実施要綱第7に規定する適正化資金拠出約款は、全国連合会が作成するものにあつては別紙2の例を、地方連合会が作成するものにあつては、別紙3の例を参考とするものとする。

11 拠出金台帳の作成等

適正化事業実施要綱第8の1に規定する整備補修事業に関する会計は、整備補修事業（一般型）については緊急整備補修に関する会計を区分して経理することとし、拠出金台帳は、全国連合会にあっては別紙様式第6・第6の2の例を、地方連合会にあっては別紙様式第7・第7の2の例を参考として作成するものとする。

また、整備補修事業（連携管理保全型）に係る拠出金台帳については、全国連合会にあっては別紙様式第6の3の例を、地方連合会にあっては別紙様式第7の3の例を参考として作成するものとし、防災減災機能等強化事業に係る拠出金台帳については、全国連合会にあっては別紙様式第6の4の例を、地方連合会にあっては別紙様式第7の4の例を参考として作成するものとする。

12 運営委員会の業務執行体制

運営委員会は、おおむね次のとおりとする。

（1）運営委員会の構成員

ア 農村振興局の職員	1名
イ 全国連合会の役職員	1名
ウ 地方連合会の役職員	4名
エ 運営委員会の運営に関し専門的知識を有する者	若干名

（2）運営委員会の運営

運営委員会の運営に当たっては、おおむね別紙4の土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会設置規程（例）によるものとする。

（3）運営委員会の業務

① 適正化資金の造成、財政融資資金の借入れ及び償還、交付金の配分、適正化資金の管理運用に関する事項

運営委員会は、全国連合会が行う適正化資金の造成、財政融資資金の借入れ及び償還、交付金の配分、適正化資金の管理運用等を管理するものとする。

② 新規加入地区に関する事項

ア 新規加入地区の取扱い基準

運営委員会は、毎年度、優先的に取り扱う地区の基準を作成するものとする。

イ 新規加入地区の審査等

運営委員会は、8の規定に基づき実施計画について審査し、その結果を全国連合会に答申するものとする。

③ 実施地区に関する事項

運営委員会は、適正化事業実施要綱第11の1の規定に基づき報告される整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施結果を審査するものとする。

④ その他の事項

運営委員会は、①から③までの業務を円滑に遂行するため必要な調査の指示を全国連合会に行うことができるものとする。

13 実施結果の報告

（1）適正化事業実施要綱第11の1及び第11の2に規定する報告は、別紙様式第8によるものとする。

（2）適正化事業実施要綱第11の3に規定する報告は、別紙様式第9によるものとする。

なお、当該報告に当たっては、適正化事業実施要綱第11の1の規定に基づく地方連合会からの報告書（別紙様式第8）を添付するものとする。

(3) 適正化事業実施要綱第11の4に規定する報告は、別紙様式第10によるものとする。

14 補助金交付決定前の着手

事業は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の補助金等の交付の決定(以下「補助金交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合には、全国連合会は、あらかじめ、その理由を明記した別紙様式第11に定める土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付決定前着手届を、農村振興局長に提出するものとする。

附 則

- (1) 本事業の実施に当たっては、平成22年1月15日付け21農振第1733号農村振興局長通知に留意されたい。
- (2) この通知による改正前の土地改良施設維持管理適正化事業実施要領1の(3)に基づく認定を受けた地方連合会については、1の(3)に基づく認定を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の土地改良施設維持管理適正化事業実施要領(昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知)により実施した事業については、なお従前の例による。
- 3 令和4年度における防災減災機能等強化事業に関する土地改良施設維持管理適正化事業実施要領の7の手続は、同項の規定(手続の期限に係るものに限る。)に関わらず、この要領の施行後、速やかに行うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の土地改良施設維持管理適正化事業実施要領(昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知)により実施した事業については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度における整備補修事業(連携管理保全型)に関する土地改良施設維持管理適正化事業実施要領の7の手続は、同項の規定(手続の期限に係るものに限る。)にかかわらず、この要領の施行後、速やかに行うものとする。

別紙 1 - 1

整備補修事業における整備補修（例）

1 整備補修

機能低下防止、機能回復等のため、おおむね 5 年に 1 回程度の頻度で行う必要のある整備補修（施設の省力化・合理化に伴う施設の撤去含む）

（1）水門扉の整備補修

- ① 吊ワイヤー、ロープ取替（断線、ロープ芯部の油による弾力性の低下、さび発生等により切断の危険性のあるもの）
- ② ゲート水密ゴム取替（ゲート漏水防止用ゴムで長期間水中にあるため、ゴム疲労による弾力性の低下、損耗や流木等による損傷のため漏水の危険性のあるもの）
- ③ 捲上機の整備調整（減速機、ブレーキ等の点検調整を行い、損傷箇所の修理取替えを行う必要のあるもの）
- ④ ゲート補修（鉄板腐しやく部分等の取替、やきなおし等補強を要するもの）

（2）原動機、ポンプのオーバーホール

- ① ポンプのオーバーホール（軸受の減耗やランナーの減耗が許容限度に達し、ポンプの機能低下をきたしているもの）
- ② ディーゼル機関のオーバーホール（シリンダー等の減耗が許容限度に達したものの）

（3）電気設備の精密整備（しゃ断機、変圧器、配電盤、整流器、電動機、配電設備等の損傷箇所の修理取替）

（4）門扉等の塗装

（5）用排水路の小規模の補修しゅんせつ

※ 施設の撤去は整備補修事業（連携管理保全型）に限る。

2 設備改善

災害未然防止その他保安上又は設備の性能の向上等により、管理の効率化と労力節減を図るために必要とされる施設本体の附属設備の改善等

（1）観測用設備（雨量計、水位計、流量計、その他測定用設備の改善更新）

（2）通報用設備（無線機等）

（3）流木処理用設備（防塵装置、流木捲上機等により洪水時に流木を迅速に処理する必要のあるもの）

3 一部更新

（管理の効率化と労力節減を図るために必要となる施設の一部更新）

（1）用排水機場におけるポンプ

（2）用排水機場における動力機器

別紙 1－2

防災減災機能等強化事業における施設整備（例）

1 農村地域の防災・減災

（1）防災重点農業用ため池、治水協定ダム及び農地防災ダムの施設整備

- ① 堤体の補強、護岸の改修
- ② 洪水吐、取水施設、放流施設の改修又は更新
- ③ 堆積土砂の除去、堆積防止対策
- ④ 監視・制御機器の整備

（2）排水施設

- ① 排水機場のポンプ、原動機等の部品・機器の交換又は更新
- ② 排水路、水門の改修又は更新
- ③ 堆積土砂の除去、堆積防止対策
- ④ 監視・制御機器の整備

（3）用水施設

- ① 取水施設の豪雨対策（堆積土砂の除去、堆積防止対策、取水施設の整備）
- ② 用水路、水門の豪雨対策（豪雨による土砂崩壊等による機能低下防止対策）
- ③ 監視・制御機器の整備（非常用電源・警報設備の整備、浸水・被雷対策）

2 施設管理の省エネ化・再エネ利用

（1）用排水機場のエネルギー効率を高めるためのポンプ、原動機等の部品・機器の交換又は更新

（2）小水力、太陽光等の再生可能エネルギーによる発電・充電・給電設備の整備

3 施設管理の省力化

施設の遠隔監視・制御のための I C T 機器や水管理システムの整備、操作・運転の自動化・電動化設備の整備

※ 防災重点農業用ため池：防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和 2 年法律第 56 号）第 4 条の規定に基づき指定された農業用ため池

※ 治水協定ダム：既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定が締結されている農業用ダム

別紙 2

全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）

（目的）

第 1 条 本連合会が行う、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年 4 月20日 付け52構改 B 第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）第 2 の 1 の（1）に規定する整備補修事業（一般型）（以下「整備補修事業（一般型）」という。）、第 2 の 1 の（2）に規定する整備補修事業（連携管理保全型）（以下「整備補修事業（連携管理保全型）」という。）及び第 2 の 2 に規定する防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）に必要な資金（以下「適正化資金」という。）の造成その他運営については、適正化事業実施要綱及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年 4 月20日付け52構改 B 第601号農林省構造改善局長通知。以下「要領」という。）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（適正化資金拠出申込適格）

第 2 条 適正化資金の拠出申込みを行うことができる者は、次に該当する者とする。

- （1）土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第2936号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1 の（2）のイの土地改良施設の診断・管理指導を実施している都道府県土地改良事業団体連合会
- （2）（1）以外の都道府県土地改良事業団体連合会にあって、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該地方連合会の所在地を管轄する地方農政局長）の認定を受けたもの

（拠出申込手続）

第 3 条 適正化資金の拠出申込みをしようとする都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、別に定める様式により、拠出申込みを行うものとする。

（拠出金の納付）

第 4 条 地方連合会は、毎年 6 月末日までに（緊急整備補修に充てるための適正化資金の拠出にあっては、要領 8 の通知後速やかに）拠出金を納付しなければならない。

- 2 前項の拠出金は、本連合会の賦課金として扱うものとし、その額及び算出の方法等は本連合会の定款に定めるところによる。

（拠出金の明細）

第 5 条 地方連合会が前条第 1 項の拠出金を拠出する場合には、地方連合会の会員等からの拠出金に相当する部分と、都道府県からの補助金に相当する部分との明細を明らかにした書面を添付するものとする。

（拠出金の使途）

第 6 条 拠出金は、適正化事業実施要綱第 2 の 1 に規定する整備補修事業（以下「整備補修事業」という。）に係る拠出金にあっては整備補修事業以外の経費に、防災減災機能等強化事業に係る拠出金にあっては防災減災機能等強化事業以外の経費に使用することができないものとする。

（交付金）

第 7 条 交付金は、毎年度地方連合会からの申請に基づき、別に定める各地方連合会ごとの交付目標額の範囲内で交付する。

（拠出金及び交付金の経理）

第 8 条 拠出金及び交付金は、整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）と防災減災機能等強化事業に区分し、拠出金申込年次別、地方連合会別に経理するものとする。

また、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業に係る拠出金

及び交付金については、特別会計において経理するものとする。

(交付金調整の特別措置)

第9条 本連合会は、前条の規定に基づく経理区分を勘案の上経理した結果、交付金に余裕を生じた地方連合会有る場合には、これを調整し、他の地方連合会にこれを交付することができるものとする。

2 前項の規定により調整を行った場合には、原則として翌年度これを再調整するものとする。

(利息等)

第10条 拠出金には、利息を附さないものとする。

2 適正化資金の運用によって生ずる法定果実については、適正化資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

3 拠出金と交付金に差額が生じた場合は、財政融資資金の借入に係る利払い費を除き、これを適正化資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

(事務費)

第11条 本連合会は、適正化資金の管理運用に要する経費に充てるため、地方連合会から賦課金を徴収するものとする。

2 前項の賦課金の額及びその算出方法等は本連合会の定款の定めるところによる。

(事務費交付金)

第12条 本連合会は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に係る地方連合会の事務に要する経費の一部について、事務費交付金を交付することができるものとする。

2 前項の事務費交付金の額その他交付手続等については別に定める。

(遵守義務)

第13条 地方連合会は、上記各条項を遵守するものとし、これに違反したときは、別に定めるところにより違約金を支払わなければならないものとする。

別紙 3

〇〇県土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）

（目的）

第 1 条 本連合会が、会員等のために行う土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）第2の1の（1）に規定する整備補修事業（一般型）（以下「整備補修事業（一般型）」という。）、第2の1の（2）に規定する整備補修事業（連携管理保全型）（以下「整備補修事業（連携管理保全型）」という。）及び第2の2に規定する防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）に係る拠出金の拠出、交付金の交付等については、適正化事業実施要綱及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「要領」という。）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（申込資格）

第 2 条 適正化事業実施要綱第2の1に規定する整備補修事業（以下「整備補修事業」という。）及び防災減災機能等強化事業に係る本連合会への拠出金を拠出することができる者は、次に該当する者とする。

（1）本連合会の会員

（2）（1）以外の者で本連合会の会長が知事と協議して認定した者

（拠出申込手続）

第 3 条 拠出金の拠出申込みをしようとする者（以下「適正化資金拠出者」という。）

は、別に定める様式により拠出申込みを行うものとする。

（拠出金の納付等）

第 4 条 適正化資金拠出者は、原則として5ヶ年以上継続して毎年度5月末日までに（緊急整備補修に充てるための適正化資金の拠出にあつては、拠出申込後速やかに）、本連合会に拠出金（地方公共団体からの補助金を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 前項の拠出金の額は、整備補修事業（一般型）にあつては要領4のaの（1）及び（3）により算定して得た額とし、整備補修事業（連携管理保全型）にあつては要領4のbの（1）により算定して得た額とし、防災減災機能等強化事業にあつては要領4のcの（1）により算定して得た額とする。

3 第1項の拠出金で、第2条第1号に掲げる者に係るものについては、本連合会の賦課金として、同条第2号に掲げる者に係るものについては寄附金として取扱うものとする。

4 第1項の拠出金の額は、原則として、第3条による申込後5年間は変更できないものとする。当該5年間（緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に適正化資金を拠出した期間）を経過後、新たな拠出金の額を定めた場合も同様とする。

（拠出金の使途）

第 5 条 拠出金は、全国土地改良事業団体連合会が行う整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に係る適正化資金の造成に対する拠出金以外の経費に使用することはできないものとする。

（交付金の交付決定等）

第 6 条 交付金は、次の全てを満たす場合に交付することができるものとする。

（1）拠出金を一定期間毎年継続して拠出する適正化資金拠出者であつて、第4条第1項及び第2項の規定に従い過年度の拠出金を納付したものであること。

（2）拠出金について第9条に規定する欠損を生じている適正化資金拠出者でないこと。

（3）整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の対象施設につき、本連合会が行う土

地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知。以下「機能強化支援事業実施要綱」という。）第5の1の（2）のイの土地改良施設の診断・管理指導を受けた施設又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）等に従って施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。）を策定した施設であって、拠出金の対象となっているものであること。

（4）整備補修事業及び防災減災機能等強化事業につき、機能強化支援事業実施要綱第5の1の（2）のイの本連合会の管理専門指導員の審査を受けたものであること。

2 本連合会は、毎年度、適正化事業実施要綱第6の1の交付申請書を提出した者のうち、前項に掲げる条件を満たす者について、その事業の必要性、緊急性、事業費の額、拠出金の拠出状況等を勘案して、交付金の交付を決定するものとする。

3 本連合会は、適正化事業実施要綱第6の6の規定に基づき適正化資金拠出者ごとに、整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）又は防災減災機能等強化事業のしゅん功検査を了した後、前項の交付金を交付するものとする。

（交付金の額）

第7条 交付金の額は適正化事業実施要綱第5の3に規定する限度額の範囲内とする。

（交付金請求手続）

第8条 要領9の（3）に規定する工事完了報告書及び交付金請求書は、別紙様式によるものとする。

（加重負担義務）

第9条 交付金の交付を受けた結果、拠出金に欠損（当該土地改良区等の拠出金の累計額から交付金のうち当該適正化資金拠出者が拠出すべき額に相当する額を差し引いて得た額が負となる場合をいう。）を生じた適正化資金拠出者は、第4条の規定にかかわらず、当該欠損がなくなるまでの間、第4条の拠出金のほか、当該拠出金に0.5を乗じて得た額を特別拠出金として拠出しなければならないものとする。

2 前項の特別拠出金は、本連合会において管理するものとし、その用途は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の円滑な実施に資するよう別に定める。

（利息）

第10条 拠出金及び特別拠出金には利息を附さないものとする。

（事務費）

第11条 本連合会は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施に必要な本連合会の事務に要する経費に充てるため、適正化資金拠出者から賦課金又は寄附金を徴収するものとする。

2 前項の賦課金の額、算定方法等については、本連合会の定款の定めるところによる。

3 第1項の寄附金の額及びその納付方法は、別に定める。

（拠出の継続義務）

第12条 適正化資金拠出者が行う第3条の申込みは、5年間（新規加入適正化資金拠出者にあつては、緊急整備補修の実施年度から起算して、緊急整備補修を実施する土地改良区等が適正化資金を拠出することとしていた最終年度までの期間）を単位とするものとし、この間は、特別の事情のない限り、適正化資金の拠出を継続しなければならないものとする。

2 前項の期間が経過する前60日までに土地改良区等からの申出がない限り、本約款に定める拠出義務は自動的に更新したものとみなす。

3 前項の更新が行われた場合には第1項の規定を準用する。

(遵守義務)

第13条 適正化資金拠出者は、上記各条項を遵守するとともに、これに違反したときは、別に定めるところにより、違約金を支払わなければならないものとする。

別紙 4

土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会設置規程（例）

（目的）

第1条 土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）が実施する土地改良施設維持管理適正化事業の適正な実施を図ることを目的とする。

（設置）

第2条 運営委員会は、全国連合会に設置する。

（所掌事務）

第3条 運営委員会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- ① 適正化資金の造成、財政融資資金の借入れ及び償還、交付金の各地方連合会への配分その他適正化資金の管理運用に関する事項
- ② 新規加入地区に関する事項
- ③ 実施地区に関する事項
- ④ その他の事項

（構成）

第4条 運営委員会は、次に掲げる者によって構成する。

- | | |
|-------------------------|-----|
| ① 農村振興局の職員 | 1名 |
| ② 全国連合会の役職員 | 1名 |
| ③ 地方連合会の役職員 | 4名 |
| ④ 運営委員会の運営に関し専門的知識を有する者 | 若干名 |

2 前項の委員の選任等については、あらかじめ農村振興局と協議の上、定める。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠委員の任期は、前任の残任期間とする。

（委員長の選任）

第5条 運営委員会は、委員の互選により委員長を選任し、委員長の指示等により執り行うものとする。

（事務局）

第6条 運営委員会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、全国連合会の職員をもってこれを構成する。

別紙 5

機能保全計画において必要と認められた整備補修の緊急度に関する基準

機能保全計画において必要と認められた整備補修を実施計画に位置付ける場合は、下表により、機能保全計画における施設の健全度を土地改良施設診断の評価基準の緊急度に置き換えるものとする。

機能保全計画における施設の健全度			土地改良施設診断の評価基準の緊急度	
	土木施設	施設機械設備		
S－1	施設の構造的安定性に重大な影響を及ぼす変状が複数認められる状態	設備等の信頼性が著しく低下しており、補修では経済的な対応が困難な状態	k 1	機能低下が著しく、早急に整備補修を要するもの
S－2	施設の構造的安定性に影響を及ぼす変状が認められる状態	機能に支障がある状態。著しい性能低下により、至急対策が必要な状態	k 2	機能低下が見られ、整備補修の検討を要するもの
S－3	変状が顕著に認められる状態	放置しておくとも機能に支障が出る状態で、対策が必要な状態	k 3	経年的な機能低下傾向にあり、計画的な整備補修を要するもの
S－4	軽微な変状が認められる状態	軽微な変状が認められるが、機能上の支障はない状態		
S－5	変状がほとんど認められない状態	異常が認められない状態	k 4	経過の観察を要するもの

(注) 健全度の S－2、S－3 及び S－4 を置き換える場合は、必要に応じて当該健全度評価に至った個別の評価項目の評価を勘案すること。

別紙様式第 1

認 定 申 請 書

〇〇農政局長殿

〇〇県土地改良事業団体連合会

本会は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領 1 の（１）の規定による認定をしていただきたく、下記により申請いたします。

1 診断・管理指導対象予定施設明細

番 号	施設名	所在地	管理主体	会員の 有 無	規模・構造	数 量	建 設 年 度	建 設 の 事業主体	備 考

2 診断・管理指導予定技術者

氏 名	所属機関名	年 令	最終学歴 (専攻分野)	資 格 等	特 記 事 項

(注) 当該技術者の承諾を得たことを証する書面を添付すること。

3 診断・管理指導実施計画

番号	施 設 名	実施予定 回 数	実施予定 時 期	診断・管 理指導者 数	診断・管理指導予定時期				
					4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	合 計
		回		人					
合 計		延			延 日	延 日	延 日	延 日	延 日

4 事務処理体制

(例) 本事業の実施に伴う事務については、本会〇〇課〇〇係が担当して処理するものとする。

土地改良区 等 団 体 名	事業加入施設				診断実績			整備補修の内容	左の実施予定年度別事業費						備 考
	施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画 の別	実施 回数	実施 年度		〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	計	
						回			千円	千円	千円	千円	千円		
〇〇改良区計															
〇〇県計															

- (注) 1 加入年度毎に別葉とすること。
- 2 「整備補修の内容」欄には、整備補修の内容毎に管理指導事業による診断結果における緊急度（機能保全計画における施設の健全度を緊急度に置き換えた場合はその緊急度。k 1～k 3）を記載すること。
- 3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙 1－1 の 2 の設備改善である場合には「設」、3 の一部更新である場合には「更」と記載すること。

〇〇年度 整備補修事業（一般型）実施変更計画書

	土地改良区等 団体名	変更前 後の区 分	事業加入施設				診断実績			整備補修 の内容	左の実施予定年度別事業費						変更等 の理由	備考
			施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画 の別	実施 回数	実施 年度		〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	計		
		変更前									千円	千円	千円	千円	千円	千円		
		変更後																
〇〇 年度		変更前																
		変更後																

(注) 1 変更が生じた箇所には下線を付すこと。

2 「変更等の理由」欄には必要性等を具体的に記載すること。

3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙1－1の2の設備改善である場合には「設」、3の一部更新である場合には「更」と記載すること。

別紙様式第3

〇〇年度 整備補修事業（連携管理保全型）実施計画書（〇〇年度加入）

〇〇県土地改良事業団体連合会

土地改良区 等 団 体 名	事業加入施設				診断実績			整備補修の内容	左の実施予定年度別事業費						備 考
	施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画 の別	実施 回数	実施 年度		〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	計	
						回			千円	千円	千円	千円	千円		
〇〇改良区計															
〇〇県計															

- (注) 1 加入年度毎に別葉とすること。
- 2 「整備補修の内容」欄には、整備補修の内容毎に管理指導事業による診断結果における緊急度（機能保全計画における施設の健全度を緊急度に置き換えた場合はその緊急度。k 1～k 3）を記載すること。
- 3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙1－1の2の設備改善である場合には「設」、3の一部更新である場合には「更」と記載すること
また、連携管理保全計画（水土里ビジョン）の認可があった場合は、その日を「備考」欄に記載すること。ただし、認可前である場合は、連携管理保全計画（水土里ビジョン）における土地改良施設維持管理適正化事業の実施に関する協議を関係者で行った日を記載すること。
- (例) 水土里ビジョンに関する協議の日：令和〇年〇月〇日

	土地改良区等 団体名	変更前 後の区 分	事業加入施設				診断実績			整備補修 の内容	左の実施予定年度別事業費						変更等 の理由	備考
			施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画 の別	実施 回数	実施 年度		〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	計		
		変更前									千円	千円	千円	千円	千円	千円		
		変更後																
〇〇 年度		変更前																
		変更後																

- (注) 1 変更が生じた箇所には下線を付すこと。
- 2 「変更等の理由」欄には必要性等を具体的に記載すること。
- 3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙1－1の2の設備改善である場合には「設」、3の一部更新である場合には「更」と記載すること
また、連携管理保全計画（水土里ビジョン）の認可があった場合は、その日を「備考」欄に記載すること。ただし、認可前である場合は、連携管理保全計画（水土里ビジョン）における土地改良施設維持管理適正化事業の実施に関する協議を関係者で行った日を記載すること。
- (例) 水土里ビジョンに関する協議の日：令和〇年〇月〇日

土地改良区 等 団 体 名	事業加入施設				診断実績			施設整備の内容	左の実施予定年度別事業費						備 考
	施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画 の別	実施 回数	実施 年度		〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	計	
						回			千円	千円	千円	千円	千円		
〇〇改良区計															
〇〇県計															

（注） 1 加入年度毎に別葉とすること。
2 「備考」欄には、施設整備の内容が別紙 1－2 の 1 である場合には「防災減災」、2 である場合には「省エネ化」、3 である場合には「省力化」と記載すること。

〇〇年度 防災減災機能等強化事業実施変更計画書

	土地改良区等 団体名	変更前 後の区 分	事業加入施設				診断実績			施設整備 の内容	左の実施予定年度別事業費						変更等 の理由	備考
			施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画 の別	実施 回数	実施 年度		〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	計		
		変更前									千円	千円	千円	千円	千円	千円		
		変更後																
〇〇 年度		変更前																
		変更後																

(注) 1 変更が生じた箇所には下線を付すこと。

2 「変更等の理由」欄には必要性等を具体的に記載すること。

3 「備考」欄には、施設整備の内容が別紙1－2の1である場合には「防災減災」、2である場合には「省エネ化」、3である場合には「省力化」と記載すること。

別紙様式第 5

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業交付金交付申請書

〇〇県土地改良事業団体連合会 殿

(住 所)

(団体名)

〇〇は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱第 6 の 1 の規定に基づき、事業を実施したいので、交付金〇〇千円の交付を申請します。

記

- 1 施設名
- 2 工事内容
- 3 工事費
(内訳)
- 4 工事実施予定時期
- 5 拋出金残高
- 6 工事費調達計画

交 付 金 額	自 己 資 金	株式会社日本政策金融公庫融資希望額	そ の 他	計
千円	千円	千円	千円	千円

審査結果

専門指導員 (氏名)

- (注) 1 緊急整備補修にあつては、「7 緊急整備補修を行う理由」を追加すること。
- 2 「株式会社日本政策金融公庫融資希望額」欄は、要綱第 2 の 1 の (2) 及び第 2 の 2 に規定する事業に係る交付金を申請する場合は、削除すること。

別紙様式第6

整 備 補 修 事 業 (一 般 型) 拠 出 台 帳 (例)

○ ○ 土地改良事業団体連合会

(単位：千円)

[illegible]

別紙様式第6の2

整備補修事業（一般型）（緊急整備補修）拠出台帳（例）

○ ○ 土地改良事業団体連合会

(単位：千円)

[illegible]

別紙様式第6の3

整備補修事業（連携管理保全型）拠出台帳（例）

○ ○ 土地改良事業団体連合会

(単位：千円)

[illegible]

別紙様式第6の4

防 災 減 災 機 能 等 強 化 事 業 抛 出 台 帳 (例)

○ ○ 土地改良事業団体連合会

(単位：千円)

[illegible]

別紙様式第7

〇〇県土地改良事業団体連合会整備補修事業（一般型）抛出金台帳（例）

抛 出 者 名	(代表者
抛 出 者 住 所	(TEL

(N o .)
(加入年)
(造成資金額)

(1) 事業対象施設

(単位：千円)

[illegible]

(2) 抛出金交付金・整理表

(単位：千円)

[illegible]

別紙様式第7の2

〇〇県土地改良事業団体連合会整備補修事業（一般型）（緊急整備補修）拠出金台帳（例）

拋 出 者 名	(代表者)	(No.)
拋 出 者 住 所	(TEL)	(加入年)
		(造成資金額)

(1) 事業対象施設	(単位：千円)
------------	---------

[illegible]

(2) 抛出金交付金・整理表 (単位：千円)

[illegible]

別紙様式第7の3

〇〇県土地改良事業団体連合会整備補修事業（連携管理保全型）抛出金台帳（例）

拋 出 者 名	(代表者)	(No.)
拋 出 者 住 所	(TEL)	(加入年)
		(造成資金額)

(1) 事業対象施設

(単位：千円)

[illegible]

(2) 抛出金交付金・整理表

(単位：千円)

[illegible]

別紙様式第7の4

〇〇県土地改良事業団体連合会防災減災機能等強化事業拠出金台帳（例）

拋 出 者 名	(代表者)	(N o.)
拋 出 者 住 所	(T E L)	(加入年)
		(造成資金額)

(1) 事業対象施設

(単位：千円)

[illegible]

(2) 抛出金交付金・整理表

(単位：千円)

[illegible]

別紙様式第 8

〇〇年 土地改良施設維持管理適正化事業実施結果報告書

〇〇県土地改良事業団体連合会

1. 整備補修事業（一般型）

(1) 資金拠出の実績

(単位：千円)

資 金 拠 出 団 体 数					資 金 拠 出 の 明 細			
土地改良区	農 協	市 町 村	そ の 他	計	土地改良区 等拠出金額	都道府県 補助金	国庫補助 金相当額	計

(注) 1 「資金拠出団体数」欄には、会員以外のものを（ ）で内数として記載すること。
2 緊急整備補修にあつては、＜ ＞で外数として記載すること。

資 金 拠 出 対 象 施 設 数								左 の 建 設 事 業 主 体 別 数			
ダ ム	頭 首 工	用排水機場	水 路	樋(水)門	ため池	その他	計	国 営	県 営	団体営	計

(注) 緊急整備補修にあつては、＜ ＞で外数として記載すること。

(2) 事業の実績

(単位：千円)

事業実施土地 改良区等名	事業内容				事業費					竣功 検査 年月日	備考
	施設名	整備補修の内容 及び 請負業者名	事業費	契約年月日 着工年月日 竣工年月日	交付額	株式会社 日本政策 金融公庫 からの 借入額	自己 資金額	その他	計		
〇〇改良区計											
県計											

(注) 緊急整備補修にあつては、＜ ＞で外数として記載すること。

(集計表)

事業実施団体数					事業実施施設数							
土地改良区	農協	市町村	その他	計	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計

(注) 1 会員以外について、() で内数として記載すること。
2 緊急整備補修にあつては、＜ ＞で外数として記載すること。

(1) 資金拠出の実績

(単位：千円)

資 金 拠 出 団 体 数			資 金 拠 出 の 明 細			
土地改良区	土地改良区連合	計	土地改良区 等拠出金額	都道府県 補助金	国庫補助 金相当額	計

(注) 「資金拠出団体数」欄には、会員以外のものを()で内数として記載すること。

[illegible]

(2) 事業の実績

(単位：千円)

事業実施土地 改良区等名	事業内容				事業費				竣功 検査 年月日	備考
	施設名	整備補修の内容 及び 請負業者名	事業費	契約年月日 着工年月日 竣工年月日	交付 金額	自己 資金額	その他	計		
〇〇改良区計										
県 計										

(集計表)

事業内容	事業実施団体数			事業実施施設数							
	土地改良区	土地改良区連合	計	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計
計											

(注) 会員以外について、() で内数として記載すること。

3. 防災減災機能等強化事業

(1) 資金拠出の実績

(単位：千円)

事業内容	資 金 拠 出 団 体 数					資 金 拠 出 の 明 細			
	土地改良区	農 協	市 町 村	そ の 他	計	土地改良区 等拠出金額	都道府県 補助金	国庫補助 金相当額	計
計									

- (注) 1 「事業内容」欄には、別紙1－2の1に係るものは「防災減災」、別紙1－2の2に係るものは「省エネ化」、別紙1－2の3に係るものは「省力化」と記載すること。
 2 「資金拠出団体数」欄には、会員以外のものを（ ）で内数として記載すること。

事業内容	資 金 拠 出 対 象 施 設 数								左 の 建 設 事 業 主 体 別 数			
	ダ ム	頭首工	用排水 機場	水 路	樋(水)門	ため池	その他	計	国 営	県 営	団体営	計
計												

- (注) 「事業内容」欄には、別紙1－2の1に係るものは「防災減災」、別紙1－2の2に係るものは「省エネ化」、別紙1－2の3に係るものは「省力化」と記載すること。

(2) 事業の実績

(単位：千円)

事業実施土地 改良区等名	事業内容				事業費				竣功 検査 年月日	備考
	施設名	施設整備の内容 及び 請負業者名	事業費	契約年月日 着工年月日 竣工年月日	交付 金額	自己 資金額	その他	計		
〇〇改良区計										
県 計										

(注) 「備考」欄には、施設整備の内容が別紙1－2の1である場合には「防災減災」、2である場合には「省エネ化」、3である場合には「省力化」と記載すること。

(集計表)

事業内容	事業実施団体数					事業実施施設数							
	土地改良区	農 協	市 町 村	そ の 他	計	ダ ム	頭首工	用排水機場	水 路	樋(水)門	ため池	その他	計
計													

(注) 1 「事業内容欄」には、別紙1－2の1に係るものは「防災減災」、別紙1－2の2に係るものは「省エネ化」、別紙1－2の3に係るものは「省力化」と記載すること。

2 会員以外について、()で内数として記載すること。

別紙様式第9

〇〇年土地改良施設維持管理適正化事業実施結果報告書

全国土地改良事業団体連合会

1. 整備補修事業（一般型）

(1) 資金造成の実績

(単位：千円)

地方連合会名	資 金 拠 出 団 体 数							資 金 造 成 の 明 細			
	土 地 改 良 区	農 協	市町村	その他	計	左 の う ち		土地改良区 等拠出金額	都道府県 補助金	国庫補助 金相当額	計
						会 員	会員外				
全 国 計											

(注) 緊急整備補修にあつては、＜ ＞で外数として記載すること。

地方連合会名	事業対象施設数								左の建設事業主体別数			
	ダ ム	頭 首 工	用排水機場	水 路	樋(水)門	た め 池	その他	計	国 営	県 営	団体営	計
全 国 計												

(注) 緊急整備補修にあつては、＜ ＞で外数として記載すること。

(2) 事業の実績

(単位：千円)

地方連合会名	事業実施団体数							事業費明細					拠出金収支				
	土地 改良区	農協	市町村	その他	計	左のうち		交付 金額	公庫 融資額	自己 資金	その他	計	造成 資金額	交付 金額	差引 残額	前年度ま での累計 残額	差 引 累計 残額
						会員	会員外										
全 国 計																	

(注) 緊急整備補修にあつては、＜ ＞で外数として記載すること。

地方連合会名	事業対象施設数							
	ダ ム	頭 首 工	用排水機場	水 路	樋(水)門	た め 池	その他	計
全 国 計								

(注) 緊急整備補修にあつては、＜ ＞で外数として記載すること。

(1) 資金造成の実績

(単位：千円)

[illegible][illegible]

(2) 事業の実績

(単位：千円)

地方連合会名	事業実施団体数					事業費明細				拠出金収支				
	土地改良区	土地改良区連合	計	左のうち		交付金額	自己資金	その他	計	造成資金額	交付金額	差引残額	前年度までの累計額	差引累計額
				会員	会員外									
全 国 計														

地方連合会名	事業対象施設数							
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計
全 国 計								

(1) 資金造成の実績

(単位：千円)

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

別紙様式第10

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会の実施結果報告

全国土地改良事業団体連合会

	委 員 会 開 催 状 況			備 考
	所 属・役 職	氏 名	任 期	
1 委員会名簿				
2 委員会検討 事項	開催年月日：〇〇年〇〇月〇〇日 (1) (2) (3) … …			
	開催年月日：〇〇年〇〇月〇〇日 (1) (2) (3) … …			
3 その他				

別紙様式第11

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付決定前着手届

農村振興局長 殿

全国土地改良事業団体連合会会長

土地改良施設維持管理適正化事業実施要領(昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知)第14の規定に基づき、別添実施計画に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、全国連合会が負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業の内容	着手予定年月日	完了予定年月日	理 由